

第1回 安曇野市地下水保全対策研究委員会 会議概要

【日 時】 平成22年7月26日(月) 午後1時30分～4時10分

【場 所】 市民活動センター「くるりん広場」 南会議室

【出席者】 委員 22名 長野県薬剤師会 1名
市長 市民環境部長 生活環境課 4名
傍聴者 8名(内、報道 4名)

【会議事項】

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 委嘱書交付
4. 自己紹介
5. 会長及び副会長の選出
6. 会長及び副会長あいさつ
7. 議事
 - (1) 設立経過、主旨、設置要綱等について
 - (2) 地下水の現状及び現状分析について
 - ・地下水に係る水質調査結果等 長野県薬剤師会より
 - ・犀川上流域の水環境について 千曲川河川事務所より
 - (3) 今後の進め方について
 - (4) 意見交換
 - (5) その他
8. 閉 会

【会長及び副会長の選出】 会長に藤縄克之氏、副会長に吉田利男氏が選出された。

【議 事】

(1) 設立経過、主旨、設置要綱等について

小松課長: 設立経過、主旨について説明。

大向補佐: 設置要綱、推進体制等について説明。

会長: 資料の中にある地下水の保全条例については、次回以降、勉強しながら新しい制度づくりについて検討していきたい。今の説明に対し、意見、質問等はあるか。

委員: 特になし。

(2) 地下水の現状及び現状分析について

会長: (2) について事務局の説明を求める。

大向補佐: 本日は、第1回目の会議ということで、皆さんに市内の水について認識を統一していただきたい旨を説明。長野県薬剤師会検査センター新村課長、国土交通省千曲川河川事務所石川副所長を紹介。

新村課長: 安曇野市内の地下水の定期水質検査結果等について説明。

会長: 今の説明について、質問等はあるか。

委員：以前、安曇野市内のプレス工場でトリクロロエチレンを洗浄に使っていた経過がある。その隣の家庭の井戸はトリクロロエチレンが浮いている状況もあった。30年前、私が自分で井戸を掘ってみたところ、地下40mで灯油が出ている場所もあった。行政で一日も早く条例を作って対処してほしい。

新村課長：飲むにあたって、味・においは重要な汚染物質になってくるので、こまめに調査をして対策をたてる必要がある。

大向補佐：平成20年3月、トリクロロエチレンが基準値を超えて検出された件については、ホームページでも調査結果等を公開している。現在、狭い範囲の4ヶ所で基準値を超えている。市と県で年に2回調査しているが、この4ヶ所以外の周辺、半径500m以内の十数か所の井戸の水質検査では基準値以内となっているおり、このような状況が2年程続いている。半径1.5キロ以内の事業所の二十数か所については立ち入り検査を2回ないし3回実施しているが、現在のところ原因の究明はされていない。

会長：次に千曲川河川事務所石川副所長に説明を求める。

石川副所長：犀川上流域の水環境について説明

会長：今の説明について、意見、質問等があるか。

委員：今のデータの中ではあまり触れられていなかったが、温暖化による影響はあるのか。

石川副所長：分析はいろいろやっているのだが、20年前と今と比較してどうかという明確な結果は出ていない。三川合流部は、降った雨や雪がすぐに出てくるような感じであるが、すり鉢状の端の大町と松本・塩尻では、前2年間の雪・雨の降水量を足したもので分析をかけないと相関がうまくでないという結果が出ている。

会長：温暖化による大きな影響はなさそうだ。私に関心のある一番の点は、利用量が昭和58年と平成18年を比較すると約15%減っているが、水田の面積が減っていることによる水田涵養量は昭和51年と平成18年では約40%減っている。これを見ると、やはり地下水そのものはかなり減少していると考えた方がよいのでは。このペースで水田が減り続けるとかなり危機的状況になるのではないかと考える。涵養量が減少しているというのは、将来的に何とか地下水賦存量を補っていくことが重要になってくる。

委員：井戸は普通、鉄管を打ち込むのだが、地下水を調べるのは、そのような井戸での水を調べる方法か。10m、50m掘ったということであるが。

石川副所長：10m、50mの井戸は、一番下にストレーナを入れてある。10mは10mの一番下の位置で、50mは50mの一番下の位置にストレーナが埋めてあるので、その水圧を調査している。

委員：家庭用のポンプ式の汲み上げ井戸を掘る場合は、深く掘らないで水が出ればその方がよい。昔の井戸のように水が出たところが井戸の深さであるという感覚で行われているのか。

会長：場所との関わりもあると思う。

委員：私は、このあたりでの井戸を掘った経験がいくつかある。冬は水位が低くなり、夏は水位が上がってくる。今、井戸を掘るにあたり、ひとつはボーリングをして後で管を入れるというやり方や最近、簡易的にやっている方法であるが、エアハンマーを使うものがある。

会長：家庭用の井戸について、底が干上がって井戸枯れの状況になっている苦情は聞いているか。

委員：河岸段丘（万水川左岸）については、以前はいたるところで水が出ていたが、井戸の水の出が悪くなったということは聞いている。河川の放水路の工事をやった時に、水の出が悪くな

ったということもあった。私も近くに湧き水があったが、出なくなってしまっている。水田の涵養がないのが原因しているのかはわからないのだが。

会長：わさび田の地表面の高さであるが、湧水の様子によって上げたり下げたりしていると思うが、昔から比べてどうか。

委員：わさび田の湧水のデータは今までなくて、去年から市で、豊科と穂高のわさび畑で一ヶ所ずつ水位計をつけてもらっている。私も個人的に水位を測ってきているが、ここ5年位は、水位が減り続けている。今年になって初めて約5年前位の水量まで回復している。原因は雨が多いことによるのかと考えている。

委員：地下水の水質のデータについて、6月25日開催の水資源対策委員会の細かいデータの方がわかりやすいのではないかと。

大向補佐：次回の会議の中で、資料として添付したい。

会長：事務局の方から何かあるか。

事務局：特になし。

会長：涵養量の激減については3回目の会議の時、検討する予定になっているので、アイデアを練ってきていただきたい。

(3) 今後の進め方について

会長：(3)について事務局に説明を求める。

山下副主幹：今後の進め方について説明。

会長：今後の予定について何か意見はあるか。

委員：特になし。

(4) 意見交換

会長：今まで出た他に、意見、質問等があるか。

委員：特になし。

(5) その他

会長：その他で事務局の方から何かあるか。

大向補佐：この会議は、「安曇野市付属機関の会議の公開に関する基準」の規定に基づき開催している。会議の開催についても市のホームページで事前にお知らせし、会議概要については、ホームページ上で公表をする。

会長：以上で、会議を終了します。ありがとうございました。

第1回 安曇野市地下水保全対策研究委員会 会議資料

日 時：平成 22 年 7 月 26 日（月）13:30～

場 所：市民活動センター「くるりん広場」南会議室

次第

開 会

1. 市長あいさつ
2. 委嘱書交付
3. 自己紹介
4. 正副会長の選出
5. 正副会長あいさつ
6. 議事

(1) 設立経過、主旨、設置要綱等について

(2) 地下水の現状及び現状分析について

- ・ 地下水に係る水質調査結果等 ・ 長野県薬剤師会より
- ・ 犀川上流域の水環境について ・ 千曲川河川事務所より

(3) 今後の進め方について

(4) 意見交換

(5) その他

閉 会

委員名簿 (26名)

種別	氏名	住 所	備考(所属団体等)
学識経験者	藤縄 克之	長野市若里	信州大学工学部土木工学科 教授 日本地下水学会会長
	遠藤 崇浩	茨城県つくば市	筑波大学大学院 生命環境科学研究科 准教授
	降旗 和夫	安曇野市豊科	日本地質学会会員、日本地理学会会員
関係団体選出	有馬 守康	安曇野市豊科	安曇野工業会
	会田 二郎	安曇野市豊科	安曇野市商工会
	上條 和男	安曇野市豊科南穂高	安曇野市商工会
	相馬 俊英	安曇野市穂高	JA あづみ
	丸山 光弘	安曇野市豊科南穂高	わさび組合
	高原 正雄	安曇野市明科中川手	養鱒業者
	白澤 傳市	安曇野市穂高	市土地改良区連協
市長推薦	二木 正司	安曇野市三郷明盛	
	星野 賢一	安曇野市豊科	
	吉田 利男	安曇野市豊科	
	井關 芳郎	安曇野市穂高柏原	
国及び県関係者	石川 俊之	国土交通省千曲川河川事務所	副所長
	林 寛	長野県安曇野建設事務所	企画幹兼整備課長
	堀田 文雄	長野県松本地方事務所	環境課長
	細江 昭	長野県水産試験場	場長
行政職員	古幡 敬	市 総務部	総務課長
	小倉 勝彦	市 企画財政部	企画政策課長
	宮田 聡	市 企画財政部	財政課長
	松枝 功	市 農林部	農政課長
	中村 芳朗	市 農林部	耕地林務課長
	藤松 兼次	市 商工観光部	商工労政課長
	高橋 永保	市 商工観光部	観光課長
	古幡 光由	市 上下水道部	上水道課長

事務局職員名簿

氏 名	役 職 名	電話番号	内線番号
中 山 栄 樹	市民環境部長	82-3131	200
小 松 孝 彰	市民環境部 生活環境課長	82-3131	260
大 向 弘 明	市民環境部 生活環境課 課長補佐兼環境保全係長	82-3131	252
山 下 泰 永	市民環境部 生活環境課 環境保全係 副主幹	82-3131	252
神 谷 美 穂	市民環境部 生活環境課 環境保全係 主査	82-3131	252

事 務 局 連 絡 先 (代表)

住 所 〒399-8303

長野県安曇野市穂高6658

安曇野市役所 穂高総合支所内

生活環境課 環境保全係

電話番号 0263-82-3131

FAX番号 0263-82-6622

メールアドレス kankyou@city.azumino.nagano.jp

安曇野市地下水保全対策研究委員会設置要綱

(設置)

第1条 市内の地下水の保全及び涵養並びに有効利用に関する条例の制定に向けた調査研究、指針の策定等を行うため、安曇野市地下水保全対策研究委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例の制定に向けた調査研究
- (2) 地下水保全対策に係る方策・指針等について策定すること
- (3) その他地下水保全に関する必要な事項に係ること

(組織)

第3条 委員会の委員は、30人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地下水等に係る関係団体の推薦を受けた者
- (2) 国及び県関係機関の者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 行政職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

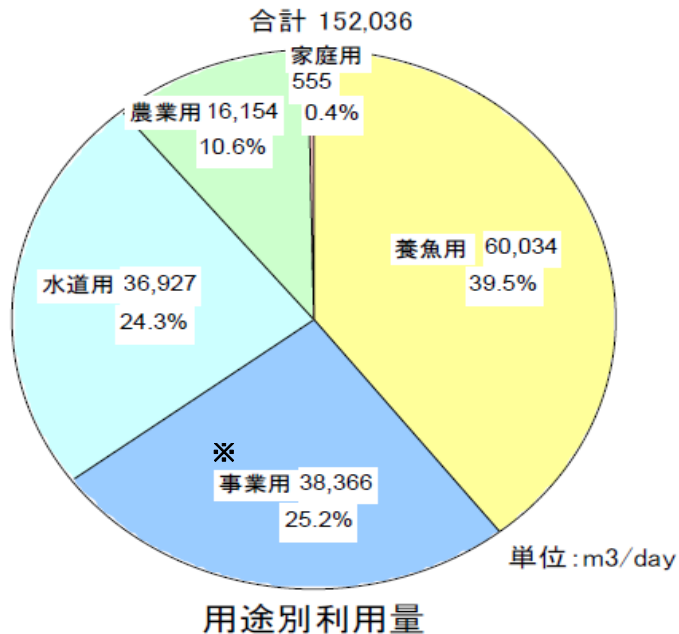
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年7月9日から施行する。

1. 地下水汲み上げ量の状況 (出典：安曇野市水資源対策協議会 H19 地下水利用実態調査)



利用井戸数は539箇所、総利用量は152,036m³/dayとなり、昭和58年度より約27,000m³/day少なく約15%減少した。地域別の利用量は穂高(60%)豊科(20%)で全体の8割を占め、用途別では養魚用(40%)事業(25%)水道(24%)農業(11%)であった。家庭用は井戸数では半数以上を占めるが、利用量は1%に満たなかった。

※ 事業用とは、事業所用、工場用、工業用、店舗用等を含みます。

2 現状

市内においての湧水や地下水は、養魚・農業・ワサビ栽培、上水道等の事業用として、また原料・製品処理・工業用温度調整・飲用・水洗トイレ・冷暖房等に利用され、地域の産業を支えています。安曇野市には、地下水利用に関する「決まり」がありません。

この「決まり」がないまま、地下水を自由に利用していきますと、地下水の枯渇や場所によっては地盤沈下等が懸念されます。

今から有効な手段を用いて、地下水の保全と涵養並びに適正利用に向けた取り組みを早急に進める必要があります。

3 取り組みの方向性

地下水保全の取り組みは種々考えられますが、まずは、地下水保全に関する対策の指針を策定し、その後、それに沿った保全条例の制定が必要になってきます。

そこで、平成22年度より地下水保全に係る研究組織を設置して、検討を進めることとします。

この中で「安曇野市地下水保全対策指針」をまず策定、その後、これに沿った「安曇野市地下水保全条例」(仮称)の制定を、23年度末または24年度中を目標に制定したいと考えています。

これに併せて、地下水の涵養や水質保全の方策も探っていくようにしたいと考えています。

また、6月25日開催の「安曇野市水資源対策協議会」の総会においても、研究委員会などの設置や協力・支援を了承いただきました。

4 安曇野市地下水保全対策研究委員会等に係る経過及び今後の予定

- H22. 3.25 信州大学工学部 教授 藤縄克之博士との打ち合わせ
4.15 同 上
5.18 筑波大学大学院生命環境科学研究科
准教授 遠藤崇浩博士との打ち合わせ
5.19 地下水保全先進地事前視察【神奈川県秦野市役所】
5.26 **行政経営会議（庁内）にて「研究委員会」設置について了承を得る**
6.25 **安曇野市水資源対策協議会にて「研究委員会」設置について了承を得る**
6.25 「研究委員会」構成団体へ委員選出依頼（6団体＋国県4事務所）
7. 7 信大 藤縄教授と打合せ（第1回委員会の運営について）
7.14 「第1回 安曇野市地下水保全対策庁内会議・作業部会」開催
7.16 「研究委員会」構成団体から委員選出締切日
7.16 「第1回研究委員会」開催通知を委員へ送付

7.26 「第1回 安曇野市地下水保全対策研究委員会」開催

9月下旬 「第2回 安曇野市地下水保全対策研究委員会」開催

予定（10月～11月 コンサル業選提出～プロポーザル～コンサル業者決定）

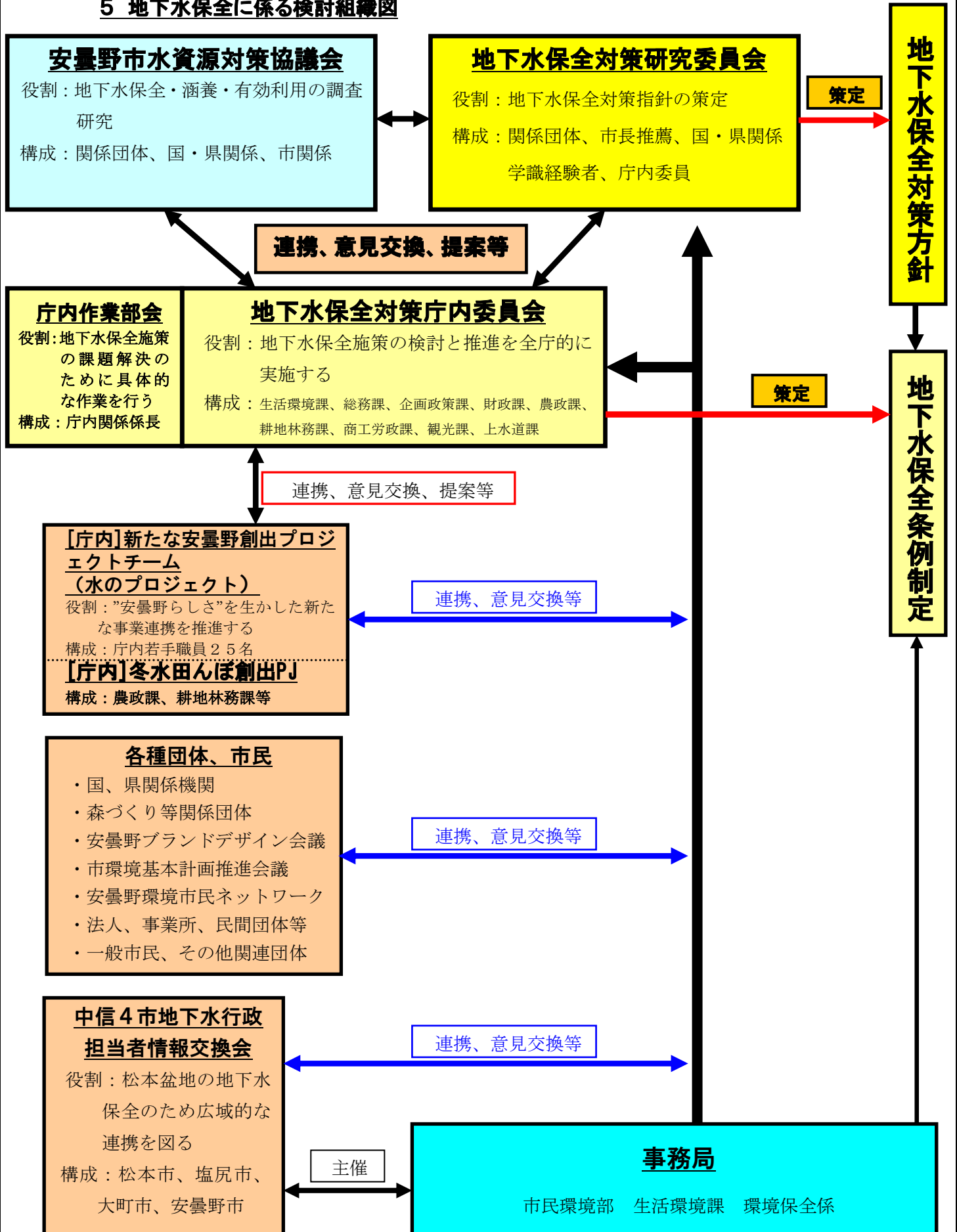
11月中旬 「第3回 安曇野市地下水保全対策研究委員会」開催

1月下旬 「第4回 安曇野市地下水保全対策研究委員会」開催

3月上旬 「第5回 安曇野市地下水保全対策研究委員会」開催

3月～ （予定）「安曇野の水を守る」シンポジウム（仮称）開催

5 地下水保全に係る検討組織図



地下水保全に関する条例等に関連情報等について

・地下水に関する主な法令等

- ・民法第 207 条 『土地の所有権は法令の制限内においてその上下に及ぶ』
- ・工業用水法（長野県に規制地域はなし。H21.12.16 県水大気環境課へ確認）
- ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律
（長野県に規制地域はなし。H21.12.16 県水大気環境課へ確認）
- ・県条例 長野県水環境保全条例があるが、水質調査や水道水源保全等が中心で、地下水の揚水に対する届出や規制については、触れていない。

・県内の地下水保全に係る条例等の策定状況

松本市	「水環境を守る条例」
長野市	「公害防止条例」
須坂市	「水資源保全条例」
佐久市	「自然環境保全条例」
阿智村	「地下水源保全条例」
下諏訪町	「地下水利用指導要項」
野沢温泉村	「地下水資源保全条例」
箕輪町	「地下水保全条例」

その他「公害防止条例」「環境保全条例」「自然保護条例」「開発基本条例」「開発指導要綱」等の中で、地下水保全を目的とした条文がある市町村がある。

H18 現在 県内 81 市町村中、39 市町村で地下水保全に関する条例等が制定されている

・県内の地下水の汲み上げ等の届出・規制の状況（例）

（申請すべき最低基準（吐出口径または面積、揚水機の定格出力等））

- ・長野市：自然環境保護地域既設井戸から 300m 以上離す
- ・松本市：口径 25mm 以上届出
- ・須坂市：6 cm³以上または 0.41kw 以上または 24 馬力以上は許可、それ以外は届出保全地域は 2km 以上離す、その他 300m 以上離す
- ・伊那市：5 cm³以上許可、既設井戸と 200m 以上離れていること
- ・中野市：井戸深さ 15m 以上で口径 6 cm³以上許可、それ以外は届出とし工場等の場合 15 cm³以上揚水量 100 m³/日以上は協議
- ・東御市：①地域深さ 15m 以上届出②地区 100mm を超えかつ深さ 30m 以上届出
- ・千曲市：特別保全地区は採取原則禁止普通地区は 6 cm³以上届出、小海町周辺深さ 2m 以上の深井戸及び水源地付近より 300m 離す
- ・原村：深さ 15m または 50mm 以上許可、これ以外届出
- ・阿智村：保全地域は揚水禁止深さは 30m まで 30t/日以下揚水機定格出力 2.2kw 以下
- ・筑北村：深さ 15m 以上届出
- ・松川村 15m 以上 100mm 以上ポンプ 0.1t/分以上協議
- ・飯綱町：地下水の合理的な利用に支障がないこと。地下水を使用することが必要かつ適当と認められること。他の水をもってかえることが困難なこと。その他法令で定める基準に適合していること

・ 県外の状況

・ 静岡県三島市、沼津市、清水町、長泉町 （2市2町）

「黄瀬川地域地下水利用対策協議会」 S 4 9 設立

目的：黄瀬川流域の地下水の合理的・有効的な利用と地下水涵養林保全

（揚水を規制することが目的ではなく、自主的な配慮をお願いするもの）

構成団体：2市2町、地下水を採取する工場・事業所等（H20-188社）

事業：地下水位観測(12ヶ所)、湧水量等観測、涵養林保全活動、利活用啓発

等

揚水量：H19-実績 34 万 t (届出 47 万 t)

背景：**県条例(地盤沈下等の観点から規制)による規制地域に含まれないため、自主規制地域とした。**

新設井（協議会設立後）：**A地域 52 cm³以下（口径 80mm）** 深さ制限無し
I地域 52 cm³以下（口径 80mm） 地表面下 150m 以

深

両地域とも他の井戸との間隔は、300m 以上とする
ただし、消防・災害用、県・市の水道事業等の井戸は
基準なし

新設井の規制理由：**断面積 52 cm³以下（口径 80mm）というのは、井戸の口径
にあった揚水機的能力により 1 日中稼働した場合、1 日
最大採取量が 1,000 m³以下と同等である。したがって、揚
水機的能力が 0.7 m³/分を超えることはできない。**

届出基準：吐出口 1.4 cm³以下および揚水設備のない自噴井戸も対象

量水器の設置：新設井は義務付け、既設井は設置を指導

新設井工事届出：工事着工 60 日前（完了届は工事完了後 30 日以内）

地下水汚染対策：静岡県東部 5 市 4 町地下水汚染防止対策協議会を設置。トリ
クロエチレン等の化学物質による地下水の汚染防止・保全を図り、住
民の健康を保護することを目的に設置された。主な事業は、有機塩素系
溶剤使用事業所調査、事業者排水調査等。

・ 山梨県

- ・ 地下水採取に係る要項：届出制で県内全域を対象とし、1,000t/日以上は県へ、
それ未満の場合は市町村への届出を義務付けている。
よって市町村での条例化は、必然的に許可制となる。

・ 山梨県北杜市

- ・ 合併経緯：H16.11.1 7 町村で合併
(明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村
H18.3.15 小淵沢町を編入合併、人口 5 万人
- ・ 北杜市名水の里保全連絡協議会：H21 に設立、会員 62 名、予算 50 万円
目的：市民・事業者・団体・行政等が連携し、名水の水量並びに水質
保全の強化を図る
- ・ 北杜市環境保全協力金：H20.4 からスタート
目的：企業から協力金をいただき、里山整備事業をはじめ環境保全の
ための施策を積極的に実施し、豊かな自然環境を良好な状態で
次世代に引き継ぐ。

制度：「北杜市環境保全協力金」制度を創設し、協力金を主な財源とする「北杜市環境保全基金条例」を制定し、「北杜市環境保全基金活用検討委員会」を設置し、基金の適正な活用を図る。

(H20実績 90,000千円(寄付した企業は9社))

経緯：環境保全を目的とした費用負担のあり方について庁内研究会を設置。森林や地下水の状況、税制、財政、検討、先進地事例等幅広く検討。

その結果、森林及び地下水の保全という喫緊の加地に対応しつつ、地域の環境資源を利用する者が社会的責任を果たす方法として、強制力を伴わない「協力金」という形で対象を限定せずに寄付をお願いすることとした。

活用事業：北の杜づくり事業、里山整備事業、ビオトープ管理事業等

- ・北杜市地下水採取の適正化に関する条例

経緯：H16.11.1 合併時に施行(旧7町村の条例を持ち寄って、合併協議会で検討した。当時、先駆的に施行した町があり、他の町村がそれを見習って作っていた)

概要：地下水採取に係る規制地域や許可基準の設定、罰則規定などが特徴

・山梨県富士吉田市 (担当者：環境政策課 小林さん TEL 0555-22-1111)

- ・市の概要：人口 50,000 人
- ・地下水保全条例策定に向けての実態調査実施
 - ・H18 観測用井戸を4ヶ所をボーリング(150m)(事業費 10,000 千円)
 - ・H19-21 で実態調査(流動調査、水位、水質、水量、利用実態調査、全体量推計、水の収支、枯渇予想、地盤沈下予想、今後の影響等)(事業費 10,000 千円)
 - ⇒当面は、枯渇や地盤沈下の心配はない。
- ・地下水保全条例策定に向けての今後の方針
 - ・庁内研究会を立ち上げ(産業振興担当、環境保全担当、上下水道担当・・・)
 - ・課題：規制が必要か、規制範囲をどうするか、許可制とするか、産業振興との関連は、地下水利用の企業進出防止、上水道水源の保全、地下水について市民への安心感を与える・・・。

・富山県地下水方針

- ・指標の設定⇒
 - ・適正揚水量を実際の揚水量を上回らない
 - ・冬場の消雪設備が一斉稼動しても、地下水位が安全水位を下回らない
 - ・地下水の創水⇒水循環系の現状を踏まえ基本方向を決める
- ・富山県地下水の採取に関する条例
 - ・地域により、「規制地域」と「観察地域」に指定している
 - ・取水基準：既設(S52.2以前)吐出口面積 200 cm²以下、1,000 m³/日以下
新設(S52.3以降)吐出口面積 150 cm²以下、800 m³/日以下
 - ・揚水設備の届出：市町村経由で県知事へ提出
 - ・揚水量の測定・報告義務：既設 60 cm³超、新設 21 cm³超の場合

・安曇野市における地下水観測の歴史と現況

私たちが暮らす安曇野は、古くから良質かつ豊富な地下水に恵まれた地域であり、県内でも有数な農業地帯で、見事な景観を形成する水田での稲作や、特産品であるわさび栽培、ニジマス等の淡水魚の養殖が盛んです。

昭和58年6月、自然に恵まれた安曇野も、気象状況の変化や、農業用水、工業用水、上水道などによる地下水利用の増加、更には河川状況、農業情勢の変化などにより、地下水資源は徐々に減少しつつあると言われる中、自然環境を守り育てながら、各種産業のバランスの取れた発展を目指すためには、総合的な水利用計画の樹立が緊急の課題であり、そのためには、郡下の地下水及び表流水の現状と将来性について、科学的・学術的な調査を実施し、総合的な水資源の供給体制の確立をはかる必要があるとして、旧南安曇郡の関係者にて「南安曇郡水資源総合調査事業促進協議会」を設立し、各方面に調査をお願いしました。

旧通商産業省が深層地下水を対象とした4本の観測井を掘削し、S60.3-H2.3に地下水利用適正化調査実施。

農林水産省でも、S59-S63に農業用地下水調査を実施、既存井戸の実態調査及び新たに掘削した浅井戸の水位調査を実施。

このような観測調査は大切であり、継続調査研究の必要性があるとして、H2.2今までの協議会を発展させた「南安曇郡水資源対策協議会」を設立した。

市町村合併に伴い平成18年6月、「南安曇郡水資源対策協議会」を発展的解散し、「安曇野市水資源対策協議会」を発足させた。またこれを機に「南安曇地区地下水位集計解析報告書」をまとめた。

これまでの調査の間にも、安曇野を取り巻く自然環境や社会的、経済的状況は変化し、水を取り巻く環境もゆっくり変わってきました。降水量の少なかったS63.2-3、H18.1-3には、「憩いの池」周辺での湧水が枯渇する現象も発生しました。

「安曇野市水資源対策協議会」においては、引き続き市と連携しながら、地下水位や水質調査等を実施するとともに、地下水保全対策指針及び条例制定に向けた取り組みに協力・支援を行っていく。

安曇野市水資源対策協議会概要

委員構成	・会長：市長	・副会長：副市長	
	・理事：JA あづみ、わさび組合長、安曇野工業会長、市民環境部長		
	・監事：安曇野建設事務所長		
	・幹事：松本地方事務所（環境課、商工観光課）わさび組合、安曇野建設事務所、JA あづみ、市（企財部長、農林部長、商観部長、都建部長、上下水部長、生環課長）		
	・顧問：農水省西関東土地改良調査事務所、千曲川河川事務所、中信平土地改良区連合会、松本地方事務所長		
事業内容	・総会	・研修会等参加	・研修視察
	・地下水位調査（水位2ヶ所・水質6ヶ所）・陸砂利採取状況調査		
	・集計解析準備金積立等		
事業予算	・収入：市補助金1,500千円(H22予算)、繰越金等		

・支出：地下水位等観測調査委託料、視察研修、解析準備積立等

・安曇野市地下水水位及び水質観測箇所一覧

設置機関	観測所名	所在地	観測開始	深度	水位観測実施機関	水質観測実施機関(*1)
農水省	①豊科南地下水位観測所	豊科 1487 豊科南小学校	S60. 4.30	30m	安曇野市 (H21-)	協議会
農水省	②豊科北地下水位観測所	豊科南穂高 5877	S60. 4.30	20m	安曇野市 (H21-)	協議会
農水省	③穂高地下水位観測所	穂高 5119 穂高東中学校	S60. 4.23	30m	安曇野市 (H21-)	協議会
農水省 (西関東)	④堀金地下水位観測所	堀金烏川内道路敷	H 7.10.16	52m	安曇野市 (H21-)	協議会
農水省	⑤豊科湧水量観測所	豊科南穂高 5003-90(市有地)	S60. 8. 3		安曇野市 (H21-)	協議会
農水省	⑥穂高湧水量観測所	穂高(大王わさび農場所)	S61		安曇野市 (H21-)	協議会
通産省	⑦通産1号観測井	穂高北小学校	S60. 3	100 m	安曇野市	—
通産省	⑧通産2号観測井	穂高南小学校	S60. 3	100 m	安曇野市	—
通産省	⑨通産3号観測井	豊科運動広場	S60. 3	80m	安曇野市	—
通産省	⑩通産4号観測井	豊科南中学校	S60. 3	100 m	安曇野市	—
土地改良区	⑪堀金井戸	堀金烏川 烏川土地改良区井戸	H 3. 4	130 m	協議会	—
旧水源地	⑫明科第一水源	明科第一水源	H18.10	45m	協議会	—

(*1) 上記の水質調査は、陽イオン項目（ナトリウム、カリウム等）及び陰イオン項目（塩化物イオン、硫酸イオン等）のみを実施。

市では、上記以外に、市内全域を網羅した28ヶ所で年2回の水質調査（生活関連項目、有機塩素化合物関連項目）を実施している。

また穂高有明地域においては、トリクロロエチレン関連調査を県及び市で実施している。

(*2) 安曇野広域排水事業について、事業完了（H17）8年後（H25）に事後の影響評価を行うため、6本（①～⑥）の井戸での水位観測は、H18～H20は水利事業所、H21以降は市で実施し、データを市が西関東調査事務所に提供する。

・他市町村の地下水保全にかかる条例（参考資料）

秦野市地下水保全条例

目次

第1章	総則（第1条－第6条）
第2章	汚染の防止（第7条－第21条）
第3章	汚染の調査及び浄化（第22条－第36条）
第4章	水量の保全（第37条－第50条）
第5章	地下水のかん養（第51条－第57条）
第6章	基金（第58条－第63条）
第7章	秦野市地下水汚染対策審議会（第64条・第65条）
第8章	雑則（第66条－第72条）
第9章	公表及び罰則（第73条－第78条）
附則	

以下、省略

熊本市地下水保全条例

平成19年12月25日
条例第90号

熊本市地下水保全条例（昭和52年条例第42号）の全部を改正する。

目次

第1章	総則（第1条－第7条）
第2章	地下水の水質の保全（第8条－第10条）
第3章	地下水のかん養（第11条－第14条）
第4章	節水（第15条－第18条）
第5章	地下水の管理（第19条－第25条）
第6章	雑則（第26条－第31条）
第7章	罰則（第32条－第34条）
附則	

以下、省略